

(公社)大阪府理学療法士会・(一社)生涯学習センター 事業開催指針

政府が新型コロナウイルス感染症の位置づけを2023年5月8日から「5類感染症」に移行したことを受け、事業の開催指針を以下といたします。

また本指針は社会の情勢に応じて適宜見直しいたします。

■事業は対面開催を基本とする。

但し、事業の性質や効率・効果的な運営を考慮し、ZOOMの活用は継続する。

下記の事業について、対面開催の場合は以下の基準を参考にする。

□総会・新人ガイダンス・理事会・部会・委員会・身体接触のない研修または講習会

	府士会員 運営担当者	府士会員 参加者
マスク着用	任意	
換気	実施	

■身体接触を伴う技術伝達の事業は以下のように対応する。

事業の例：府士会員を対象とした理学療法技術の実技伝達講習会・研修会

一般府民を対象とした介護技術や運動方法の伝達

(介護職や障がい者ご家族対象の介護技術講習会・市民公開講座など)

但し、依頼先(行政等)がある事業については、依頼先である主催側の方針に準じる。

	府士会員 運営担当者	講師・演者	府士会員 参加者	一般参加者 (府民)
マスク着用	協力依頼・任意			
換気	実施			
手指消毒	協力依頼・任意		任意	

※ 手指消毒に関しては主催側で必要備品を準備する。

2023年6月3日